

福岡県医発第1399号(地)

平成16年11月5日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



平成16年度「児童虐待防止推進月間」の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、日本医師会を通じ別添のとおり周知、協力依頼がありました。

本事業は、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取り組みの推進のために集中的な広報・啓発活動を目的として、本年より11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、別添「児童虐待防止推進月間実施要綱」に基づき実施するものがあります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、貴会会員へのご周知、ご協力よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室がとりまとめました「児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査」結果をあわせてお送りいたします。

小郡三井医師会より

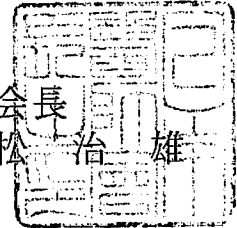
担当理事 毛利康茂



日医発第836号（地Ⅲ145）
平成16年10月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治雄



平成16年度「児童虐待防止推進月間」の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、平成16年度「児童虐待防止推進月間」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

本事業は、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のために集中的な広報・啓発活動を目的として、本年度より平成16年11月1日から11月30日までの1か月間を「児童虐待防止推進月間」と定め、別添「児童虐待防止推進月間実施要綱」に基づき実施するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、協力方よろしくお願い申し上げます。併せて貴会管下郡市区医師会及び会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室がとりまとめました「児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査」結果をお送りいたします。ご査収のうえ、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇 児 発 第1018003号

平成16年10月18日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局



平成16年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、かねてより格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のために集中的な広報・啓発活動を目的として、平成16年11月1日から同月30日までの1月間を「児童虐待防止推進月間」と定め、別添「児童虐待防止推進月間実施要綱」に基づき実施することとし、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて通知したところです。

つきましては、本月間の実施に当たり、何卒、本月間の趣旨にご賛同の上、広報・啓発活動に積極的な御協力をお願いします。

また、貴団体参加組織・会員等に対しても、本月間の周知及び地方自治体等との広報・啓発活動の連携等につきましてもの協力を併せてよろしくお願い申し上げます。

平成16年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

近年、児童虐待の相談件数が急増し、虐待による児童の死亡例が依然として発生し続けている中で、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援体制が確保されることが重要な課題である。

これらの対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠である。

このため、平成16年より11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ることとする。また、本年度の全国青少年健全育成強調月間においても重点事項として児童虐待問題への対応の促進が位置づけられていることから、これとあいまって、児童虐待防止対策への取組の推進のために、集中的な広報・啓発活動を実施するものである。

3. 期 間

平成16年11月1日（月）から16年11月30日（火）まで。ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

4. 主 唱

厚生労働省、内閣府

5. 協 力

(1) 関係省庁等

警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所

(2) 関係団体

(NPO法人)チャイルドライン支援センター	全国自立援助ホーム連絡協議会
子どもの虐待防止民間ネットワーク	全国人権擁護委員連合会
子どもの虹情報研修センター	全国乳児福祉協議会
(財)全国里親会	全国保育協議会
(社)青少年育成国民会議	全国保健師長会
(社)全国私立保育園連盟	全国保健所長会
(社)全国保健センター連合会	全国母子生活支援施設協議会
(社)日本医師会	全国民生委員児童委員連合会
(社)日本看護協会	全国養護教諭連絡協議会
(社)日本PTA全国協議会	全国連合小学校長会
児童虐待防止法の改正を求める	全日本私立幼稚園連合会
全国ネットワーク	全日本中学校長会
全国家庭相談員連絡協議会	日本子ども家庭総合研究所
全国高等学校長協会	日本子どもの虐待防止研究会
全国公立幼稚園長会	日本私立小学校連合会
全国児童家庭支援センター協議会	日本私立中学高等学校連合会
全国児童自立支援施設協議会	日本弁護士連合会
全国児童相談所長会	(福)子どもの虐待防止センター
全国児童養護施設協議会	(福)全国社会福祉協議会
全国情短施設協議会	(福)日本保育協会

6. 平成16年度における実施方法

(1) 厚生労働省及び関係省庁等

① シンポジウムの開催

厚生労働省の主催により一般国民、児童虐待関係援助者、地方自治体等に対しての啓発を目的としたシンポジウムを開催する。

② 広報・啓発活動

厚生労働省においてポスター、リーフレット等の広報媒体を作成し、関係省庁、関係行政機関、地方自治体及び関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施する。

(2) 都道府県・指定都市・中核市

関係行政機関、関係団体、管下市区町村等との連携を密にし、厚生労働省において作成した広報媒体を活用しつつ、可能な限りこの期間における集中的な広報・啓発活動を実施する。

その際、例えば、24時間（夜間）電話相談、児童相談所の休日開所、出張（休日）子育て相談など、各地方公共団体の実情に応じたイベントの開催についても併せて検討するものとする。



事 務 連 絡

平成 16 年 10 月 18 日

児童虐待防止対策協議会 関係各位

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課虐待防止対策室

「児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査」

結果の送付について

児童虐待防止対策の推進につきましては、かねてより種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 16 年 6 月に調査をいたしました、標記調査の結果がとりまとまりましたので、ご報告いたします。

今後とも、ご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

虐待防止対策室 (星)

(電話) 03-3595-2166

(FAX) 03-3595-2668

児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワーク の設置状況調査の結果について（平成16年6月調査）

【調査目的】

児童虐待の防止については市町村（特別区含む。以下同じ。）域での取組を一層充実していくことが重要な課題であることから、児童虐待防止の機能を持つ市町村域での関係機関・団体等のネットワークの全国的な設置状況を把握し、より効果的な施策の検討に資するため、13年度から継続的に調査を実施している。

【調査方法】

全国3,123市町村を対象に、平成16年6月1日現在における、児童虐待防止の機能を持つネットワークの設置の有無及びその内容について、主として以下の項目の質問を行った。なお、今回は前回（平成16年6月1日現在）の調査よりも大幅に質問項目を増やして調査した。

1. ネットワークの設置及び計画の状況
2. 設置していない理由
3. ネットワークの設置形態
4. ネットワークの目的
5. 児童虐待防止以外の業務分野
6. 参加機関等の状況
7. ネットワークの中核機関
8. ネットワークの活動内容
9. 活動上の困難点
10. ネットワークの中での工夫点
11. ネットワーク設置によるメリット、効果等
12. ネットワークの機能充実のための課題

調査については、都道府県の協力を得て市町村からの回答を回収し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室にて取りまとめた。

（注）用語の意味について

「市町村域」

児童虐待防止ネットワークの設置主体や事務局が市町村の行政部局でないものを含んでいるため、このような表現とした。

【調査結果】

別添のとおり

1. ネットワークの設置及び計画の状況

(1) 平成16年6月1日現在において、児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置数は、全国3,123市町村の39.8%にあたる1,243か所であり、平成15年度の同時期に比べ、276か所(対前年度比28.5%)の増加がみられた。計画中は306か所であった。

設置済と計画中を併せたものは、全市町村数の49.6%にあたる、1,549か所においてネットワークの整備が進められており、平成15年度に比べ、304か所(対前年度比24.4%)の増加がみられた。

設置状況を市区町村別に見ると、市における設置率は67.0%、指定都市では100%、区では82.6%、町では34.5%、村では20.5%となっている。市・区の設置率は高い状況となっている。

都道府県(市区町村)・指定都市設置状況

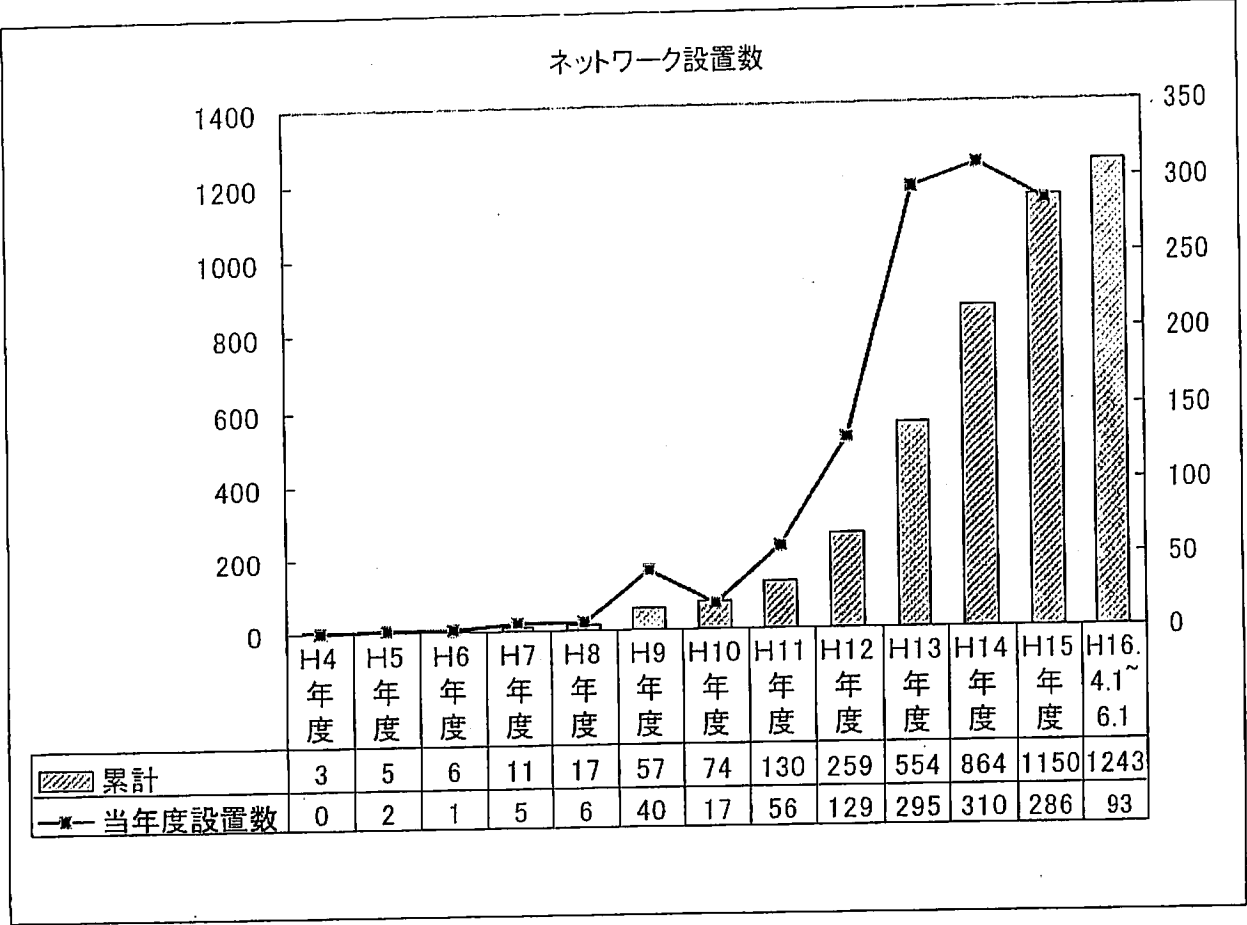
(平成16年6月1日現在)

		市町村数	設置済	割合(%)	計画中	割合(%)	合計	割合(%)
全体		3,123	1243	39.8	306	9.8	1,549	49.6
都道府県	市	682	457	67.0	99	14.5	556	81.5
	特別区	23	19	82.6	4	17.4	23	100.0
	町	1,872	645	34.5	174	9.3	819	43.8
	村	533	109	20.5	29	5.4	138	25.9
指定都市		13	13	100.0	0	0.0	13	100.0
<参考> 平成15年度 設置状況 ※1		3209	967	30.1	278	8.7	1245	38.0
<参考> 平成14年度 設置状況 ※2		3240	702	21.7	323	10.0	1025	31.6

※1 平成15年度設置状況とは、平成15年6月1日時点のもの

※2 平成14年度設置状況とは、平成14年6月時点のもの

(2) ネットワークの設置年度を見ると、特に平成13年度以降の設置が進んでいる。



※平成16年度設置数については、6月1日時点における設置数

(3) なお、ネットワーク設置済みの1,243市町村以外で、指定都市内の区単位で、ネットワークが設置されている。設置率は84.7%となっており、住民により近いきめ細かなネットワークの整備が進んでいる。

指定都市内の区設置状況(別掲)

(平成16年6月1日現在)

	区数	設置済	割合(%)
指定都市内の区	137	116	84.7

2. 設置していない理由

児童虐待防止ネットワークを設置していない都道府県（市区町村）について、その理由を調査したところ、「市町村合併を控えているため設置していない」とするところが最も多く、941か所（59.8%）となっている。また、「人材確保の面で困難さがあり、事務局業務を担う人員とリーダー的役割を担う人材の確保困難」を合わせると62.4%となっている。

自由回答の中では、広域の組織や連絡会議等、ネットワーク以外の支援体制があるため、対応できているという回答が多かった。

ネットワークを設置していない理由

（平成16年6月1日現在）

		未設置数	予算確保が困難	人材確保が困難		設置・運営の手法が分からない	市町村合併を控えている	優先順位が低い	関係機関の協力が得られない	通常業務で対応可能
				事務局等	リーダー					
合 計		1574	395	510	472	297	941	387	69	1
割 合（％）			25.1	32.4	30.0	18.9	59.8	24.6	4.4	0.1
都道府県	市	126	33	45	36	23	52	7	2	0
	特別区	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	町	1053	265	336	314	198	670	243	19	0
	村	395	97	129	122	76	219	137	48	1
指定都市		0	—	—	—	—	—	—	—	—

※ネットワークを設置していない理由については、複数回答あり

3. ネットワークの設置形態

虐待防止ネットワークの設置形態について調査したところ、1つの市町村域に1つ設置しているところが最も多く、1,172か所（94.3%）となっている。その他の設置形態として、1自治体全体のネットワークのほかに、市町村内に設置された福社区それぞれにネットワークを設置しているところもあった。

指定都市においては、すべての市でネットワークを設置しており、このうち10市では市全体のネットワークの他に各行政区にもネットワークを設置している。

ネットワークの設置形態

（平成16年6月1日現在）

		設置数	1つの市町村域 に1つ設置	他の市町村域と 合同で設置		1つの市町村 域に複数設置
				設置主体は 市町村	設置主体は 都道府県	
合 計		1243	1172	8	31	15
割 合 (%)			94.3	0.6	2.5	1.2
都 道 府 県	市	457	440	3	2	9
	特別区	19	17	0	0	2
	町	645	612	5	26	1
	村	109	103	0	3	3

	設置数	市のネットワー クとして1つ 設置	各区に設置		複数の区が 合同で設置
指定都市	13	13	10(市)	116(区)	0

4. ネットワークの目的

児童虐待防止ネットワークの目的を「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・支援」の3つに分けて調査したところ、「早期発見・早期対応」が1,197か所（96.3%）と最も多かった。さらに、935か所（75.3%）のネットワークは、予防から早期発見・早期対応、保護・支援までのすべての目的を持っていた。

児童虐待防止ネットワークの目的

（平成16年6月1日現在）

ネット ワーク 設置数			発生予防	早期発見・ 早期対応	保護・支援	(再掲) 右記の全てに 目的あり
総数		1243	1095	1197	827	935
割合 (%)			88.1	96.3	66.5	75.3
都道府県	市	457	416	449	318	356
	区	19	16	16	13	16
	町	645	559	616	415	469
	村	109	92	103	70	84
指定都市		13	12	13	11	11
指定都市 (区の状況)		116	110	116	99	94
割合 (%)			94.8	100.0	85.3	81.0
＜参考＞ ※2 平成15年度		967	854	935	629	576
割合 (%)			88.3	96.7	65.0	59.6

※1 ネットワークの目的については、重複回答あり

※2 平成15年度とは、平成15年6月1日現在のもの

5. 児童虐待防止以外の業務分野

児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワーク 1,243か所のうち、児童虐待防止のみを目的としているのは578か所（46.5%）となっている。

残る665か所は虐待防止以外の目的も併せ持つネットワークであり、「子育て環境全般」の目的も併せ持つものが29.7%と最も多く、次いで「不登校」、「いじめ対策」、「配偶者暴力対策」の目的も併せ持つネットワークの順に多くなっている。

虐待防止以外の業務分野

（平成16年6月1日現在）

	ネット ワーク 設置数	児童虐待 防止のみ	いじめ 対策	障害児 支援	権利 擁護	保健 指導	非行 対策	不登校	ひき こもり	子育て 環境 全般	配偶者 暴力 対策
合計	1243	578	284	241	212	193	256	285	216	369	269
割合（%）		46.5	22.8	19.4	17.1	15.5	20.6	22.9	17.4	29.7	21.6
都道府県	市	457	243	82	73	72	56	79	93	66	113
	特別区	19	12	2	1	2	3	3	2	5	4
	町	645	278	157	134	114	112	137	119	200	125
	村	109	36	40	32	22	22	35	35	28	28
指定都市	13	9	3	1	2	1	2	1	1	2	2
指定都市 （区の状況）	116	48	38	54	48	62	24	26	37	67	43
割合（%）		41.4	32.8	46.6	41.4	53.4	20.7	22.4	31.9	57.8	37.1
<参考> ※2											
平成15年度割合（%）		43.3	26.0	22.5	20.6	16.4	20.8	—	—	34.6	21.7
<参考> ※3											
平成14年度割合（%）		39.6	31.2	28.5	24.4	22.4	23.2	—	—	39.7	24.2

※1 虐待防止以外の目的を有するものについては、重複回答あり

※2 平成15年度割合とは、平成15年6月1日時点のもの

※3 平成14年度割合とは、平成14年6月時点のもの

6.参加機関等の状況

児童虐待防止等を目的とする市町村域でのネットワーク1,243か所について、関係機関等がどの程度で参加しているかを示すと以下のとおりである。施設等の種別によつては、市町村域に存在しない場合もあり、一概に率の高低をいうことはできない。現場の機関等では教育委員会、保育所、児童相談所、小・中学校、警察署の参加が高かった。団体や専門職をみると、民生・児童委員協議会や医師会の参加が高かった。

(平成16年6月1日現在)

参加機関等	行政機関										医療機関・学校・施設等																	
	市区町村						国・都道府県				小中学校						児童館				児童自立支援施設・児童養護施設・児童福祉センター		その他の施設					
	児童福祉主管課	母子保健主管課	当座)	統合課(児童福祉が主担当)	統合課(母子保健が主担当)	健育所(児童福祉・母子保健両方が担当)	教育委員会	保健センター	家庭児童相談室	福祉事務所	その他の市区町村機関	児童相談所 ※1	警察署	保健所 ※2	福祉事務所	法務局	その他の都道府県機関	病院・診療所	保育所(地域子育て支援センター含)	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	児童館	児童自立支援施設・児童養護施設・児童福祉センター	児童家庭支援センター	障害児施設	その他の施設
合計	708	618	211	75	228	423	1114	608	423	437	228	986	910	681	474	95	106	435	1089	765	993	919	76	255	212	19	74	103
参加率 (%)	57.0	49.7	17.0	6.0	18.3	34.0	89.6	48.9	34.0	35.2	18.3	79.3	73.2	54.8	38.1	7.6	8.5	35.0	187.6	61.5	79.9	73.9	6.1	120.5	17.1	1.5	6.0	8.3
市	379	341	25	13	20	161	430	278	363	325	130	410	387	305	89	69	49	171	390	321	321	298	46	105	125	3	45	42
区	18	17	2	1	1	6	17	14	0	19	8	19	19	6	0	2	8	9	18	16	18	16	2	17	7	0	12	4
町	267	219	146	47	178	212	568	277	46	69	73	470	425	318	333	15	38	213	575	395	545	501	25	119	64	13	14	45
村	35	32	34	14	29	41	86	35	9	15	7	74	66	46	52	2	4	37	95	23	99	94	1	13	2	1	1	7
指定都市	9	9	4	0	0	3	13	4	5	9	10	13	13	6	-	7	7	5	11	10	10	10	2	1	14	2	2	5
指定都市(区)	33	33	23	23	47	33	33	74	75	102	70	110	109	70	-	23	24	47	115	113	116	86	36	61	126	28	74	63
(参考)平成15年度参加率※4	94.4	85.1				60.3	87.6	49.3	36.1	35.3	18.6	78.0	71.7	56.4	34.9	8.3	7.5	31.5	85.2	60.9	77.7	71.3	5.8	22.3	14.4	3.2	5.0	6.3
(参考)平成14年度参加率※5	95.7	82.6				40.9	86.6	50.0	47.4	36.9	13.2	77.2	67.8	50.0	28.1	8.1	13.2	-	85.8	61.8	77.2	70.2	4.7	23.9	9.7	-	7.4	10.3

参加機関等		団体・専門職・ボランティア等																		
	ネット ワーク 設置数	民生委員等				社会福祉協議会	医師		歯科医師会	歯科医師個人参加の歯科医	保健師等 ※3人参加の保健師 看護協会	弁護士		心理専門職	子どもの人権専門家	NPO団体	ボランティア	その他機関・団体	その他専門職	その他非専門職
		民生委員協会の主任児童委員	児童委員の民生委員参加の児童委員	児生委員	児生委員		医師会	個人参加の医師				弁護士会	個人参加の弁護士							
合計	1243	958	327	200	320	500	81	90	12	10	70	58	36	31	57	59	36	371	102	24
参加率 (%)		77.1	26.3	16.1	25.7	40.2	6.5	7.2	1.0	0.8	5.6	4.7	2.9	2.5	4.6	4.7	2.9	29.8	8.2	1.9
市	457	387	79	49	142	321	21	49	1	10	14	51	30	12	20	38	10	190	41	6
区	19	17	3	2	8	16	1	9	0	0	0	3	2	1	4	1	0	8	1	0
町	645	468	208	126	142	141	49	26	10	0	40	2	3	18	22	15	24	136	52	14
村	109	74	36	23	24	9	9	0	1	0	16	1	0	0	10	0	2	27	8	4
指定都市	13	12	1	0	4	13	1	6	0	0	0	1	1	0	1	5	0	10	0	0
指定都市(区)	116	112	27	27	88	83	23	24	23	24	71	37	23	23	23	31	24	57	24	20
(参考)平成15年度参加率※4		76.7	26.1	14.9	26.5	39.4	7.1	5.3	1.0	1.2	7.1	6.4	4.0	3.0	5.7	3.7	3.8	30.7	6.9	2.8
(参考)平成14年度参加率※5		44.7	37.5	24.8	24.6	42.3	11.3	—	—	1.6	6.0	7.4	3.8	—	9.3	3.1	5.6	31.6	8.7	4.7

※1 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。

※2 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設

置の保健所を計上している。

※3 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の

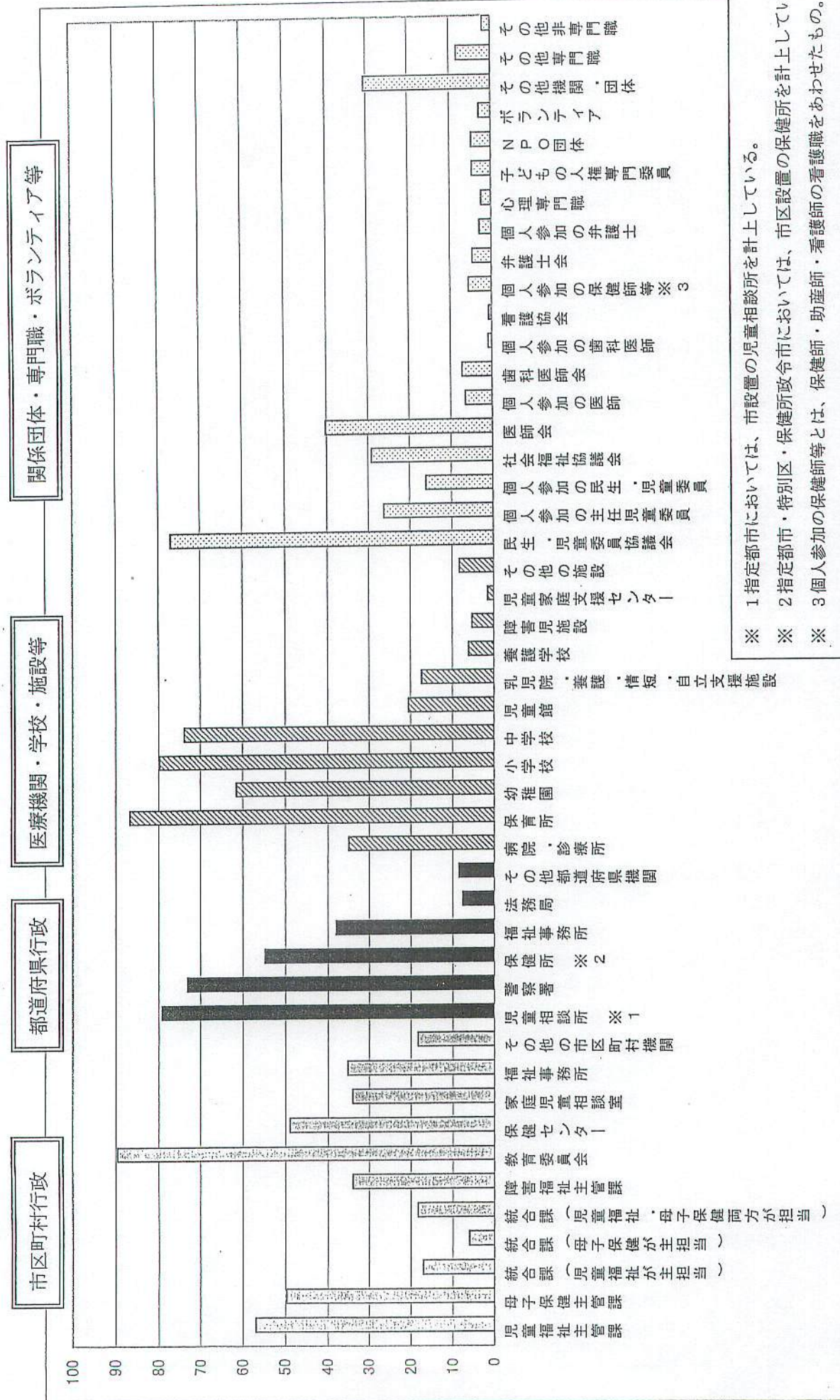
看護職をあわせたもの。

※4 平成15年度参加率とは、平成15年6月1日時点のもの。

※5 平成14年度参加率とは、平成14年6月時点のもの。

ネットワーク参加等の状況

(平成16年6月1日現在 $n=1243$)



7. ネットワークの中核機関

児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワーク1,243か所について、事務局業務を担う中核機関としての役割をもつ機関を調査したところ、児童福祉主管課が40.9%と最も多く、その多くが単独で事務局業務を担っている。

それ以外の機関を中核機関としているところは、複数の機関が協働で行っていたり、あるいは事案の主担当となる機関が単発的に事務局となる体制をとっているところが多くあった。

ネットワークの中核機関

(平成16年6月1日現在)

ネットワーク 設置数		児童福祉主管課	母子保健主管課	統合課 (児童福祉が主担当)	統合課 (母子保健が主担当)	統合課 (児童福祉・母子保健両方)	障害福祉主管課	児童相談所	教育委員会	福祉事務所	家庭児童相談室	保健センター	保健所	法務局	警察署	その他	特定していない
合計	1243	508	73	247	65	109	47	65	73	59	80	42	9	0	8	103	4
割合(%)		40.9	5.9	19.9	5.2	8.8	3.8	5.2	5.9	4.7	6.4	3.4	0.7	0.0	0.6	8.3	0.3
市 区 町 村	457	297	25	21	7	7	4	20	17	52	77	17	5	0	4	25	1
	19	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-
	645	181	44	192	49	85	34	27	38	5	2	23	2	0	3	48	2
	109	21	4	33	9	17	9	7	16	2	1	2	2	0	1	8	1
指定都市	13	5	0	1	0	0	0	11	2	0	0	0	0	0	0	1	0
指定都市 (区の状態)	116	23	33	28	23	47	23	39	23	59	37	33	48	23	23	47	23
割合(%)		19.8	28.4	24.1	19.8	40.5	19.8	33.6	19.8	50.9	31.9	28.4	41.4	19.8	19.8	40.5	19.8

※ ネットワークの中核機関については、重複回答あり

8. ネットワークの活動内容

児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワーク1,243か所について、児童虐待防止に関する活動内容を示すと以下のとおりである。

活動内容の割合では、「個別ケース検討会議」の開催が最も多く、907か所（72.9%）となっている。開催回数については、年1回から170回までと市区町村により大きく差がみられたが、平均すると年8.8回となり、「機関連絡会」のなかでは最多であった。

「機関連絡会」、「研修会」、「住民等への講演会・学習会」については、昨年とほぼ同率であったが、「その他の活動」については約2倍（13.5%）に増え、内容也多岐にわたっている。具体的には、普及啓発活動として、パンフレット、マニュアル、ポスター等を作成し、関係者や住民に配布しているほか、グループ育成や相談事業、緊急判定委員会の開催、通報用のメールアドレスの開設など、地域の現状とニーズに合った活動が行われている。

児童虐待防止に関する活動内容

（平成16年6月1日現在）

ネット ワーク 設置数			活動内容											
			機関連絡会						研修会		住民等への講演 会・学習会		その他の活動	
			代表者会議		実務者会議		個別ケース会議							
			か所	年平均 回数	か所	年平均 回数	か所	年平均 回数	か所	年平均 回数	か所	年平均 回数	か所	年平均 回数
総数		1243	841	1.6	785	3.4	906	8.8	542	3.3	239	1.7	168	7.3
割合(%)			67.7	-	63.2	-	72.9	-	43.6	-	19.2	-	13.5	-
都道府県	市	457	369	1.6	317	4.4	378	10.6	245	1.4	129	1.5	55	9.1
	区	19	23	1.7	19	3.5	23	22.2	18	3.0	11	1.4	6	12.8
	町	645	376	1.4	388	2.9	451	4.0	236	1.5	84	2	100	9.8
	村	109	60	1.3	60	2.0	52	2.2	40	1.3	9	1.3	5	3.3
指定都市		13	13	1.8	1	4.0	2	5.0	3	9.3	6	2.3	2	1.5
指定都市 (区の状況)		116	84	1.7	110	3.9	111	3.7	97	1.4	75	1	60	1.9
割合(%)			72.4	-	94.8	-	95.7	-	83.6	-	64.7	-	51.7	-
平成 15年度 ※1		967	714	1.7	594	4.0	608	5.1	471	1.7	204	1.7	68	12.4
	割合(%)		73.8	-	61.4	-	62.9	-	48.7	-	21.1	-	7.0	-
平成 14年度 ※2	総数	702	544	2.0	379	4.6	398	6.1	351	1.7	197	2.1	-	-
	割合(%)		77.5	-	54.0	-	56.7	-	50.0	-	28.1	-	-	-

※1 活動内容については重複回答あり

※2 平成15年度とは、平成15年6月1日時点のもの

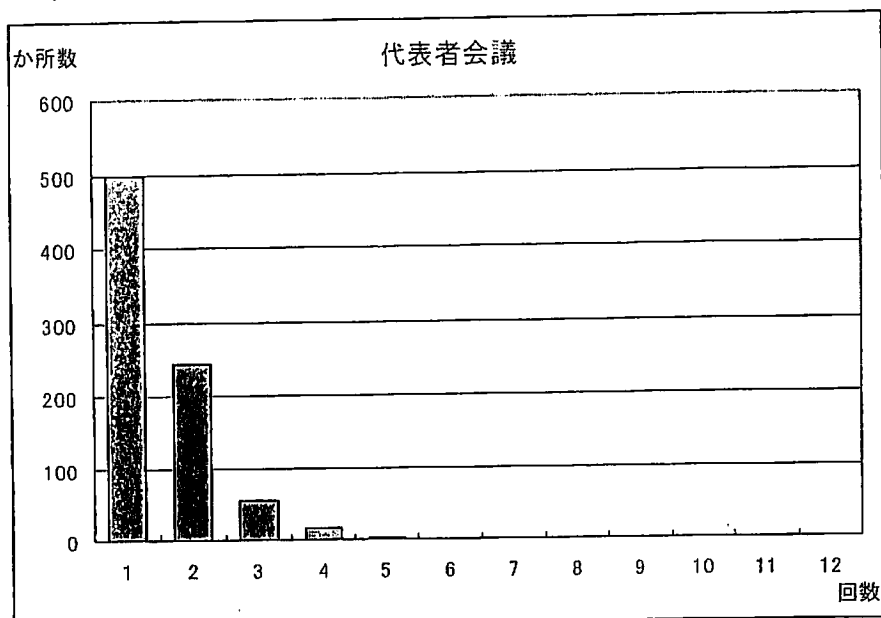
※3 平成14年度とは、平成14年6月時点のもの

※4 平成14年度及び平成15年度の活動回数は、
延べ回数をか所数で割り返した数字である

なお、活動内容の各項目について年平均回数の分布を示すと以下のとおりである。

① 機関連絡会

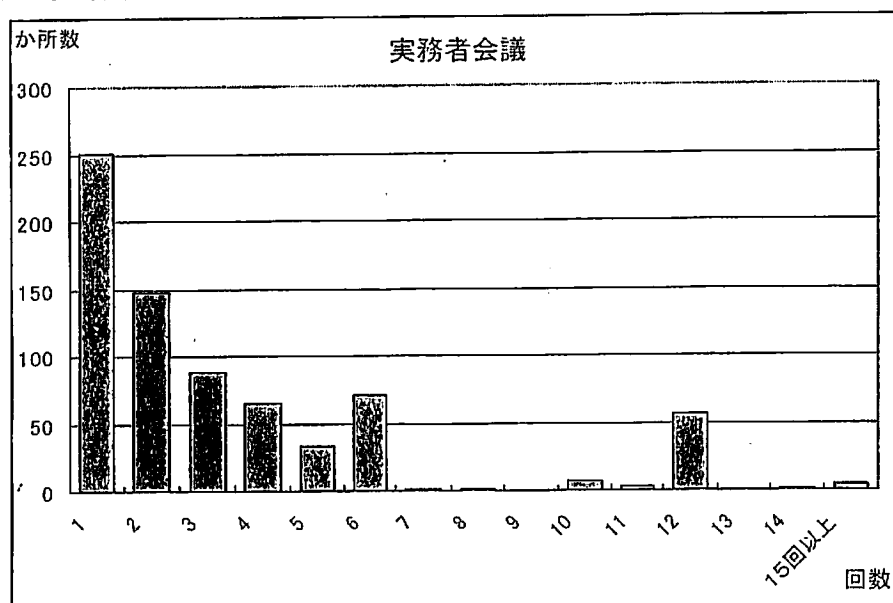
ア. 代表者会議



(注) 代表者会議

定義：参加機関の管理職で構成され、年に1～2回程度開催。実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に実施され、活発に活動できる環境づくりを推進する。

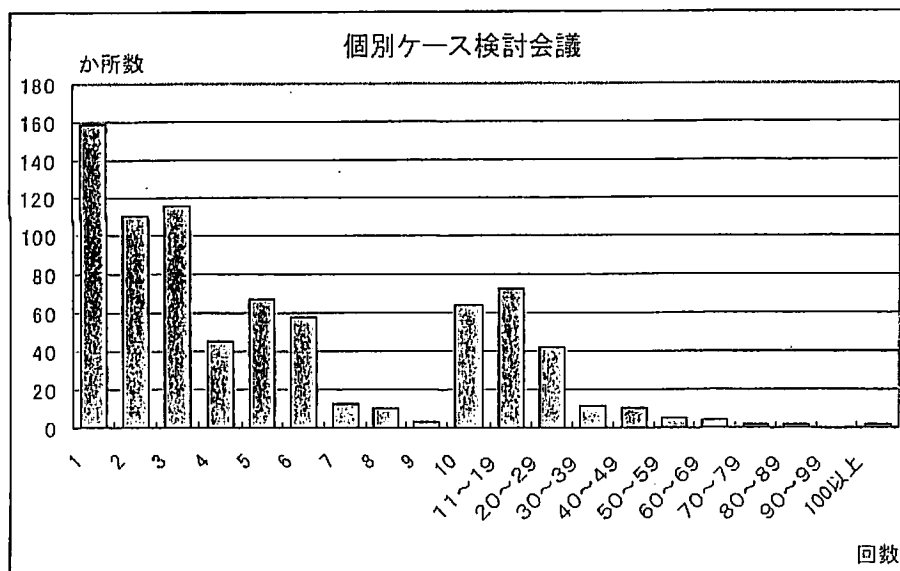
イ. 実務者会議



(注) 実務者会議

定義：実際に活動する実務者で構成され、ネットワークの主体となる会議。連絡調整や研修会などを行う。

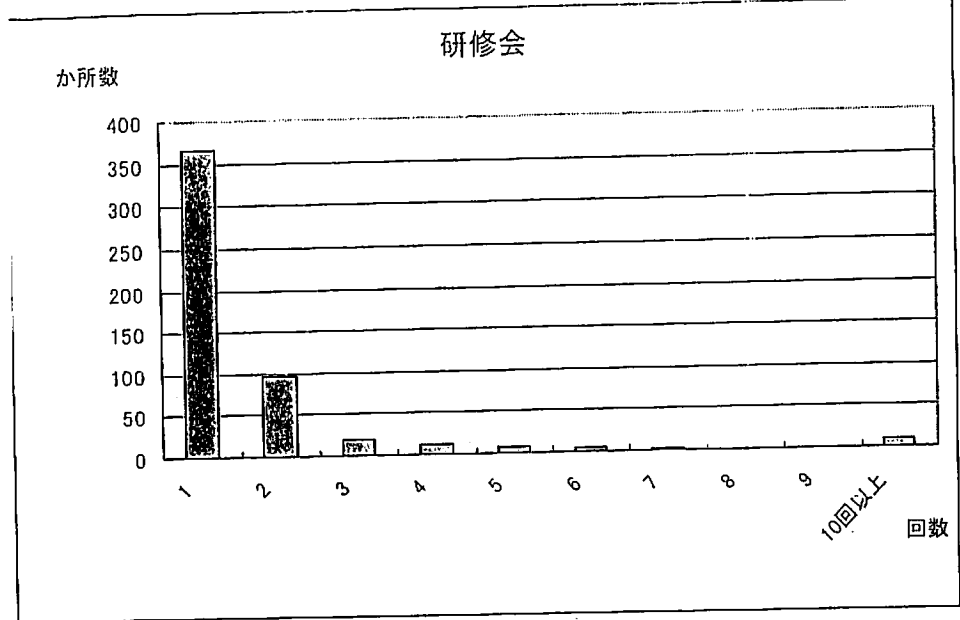
ウ. 個別ケース検討会議



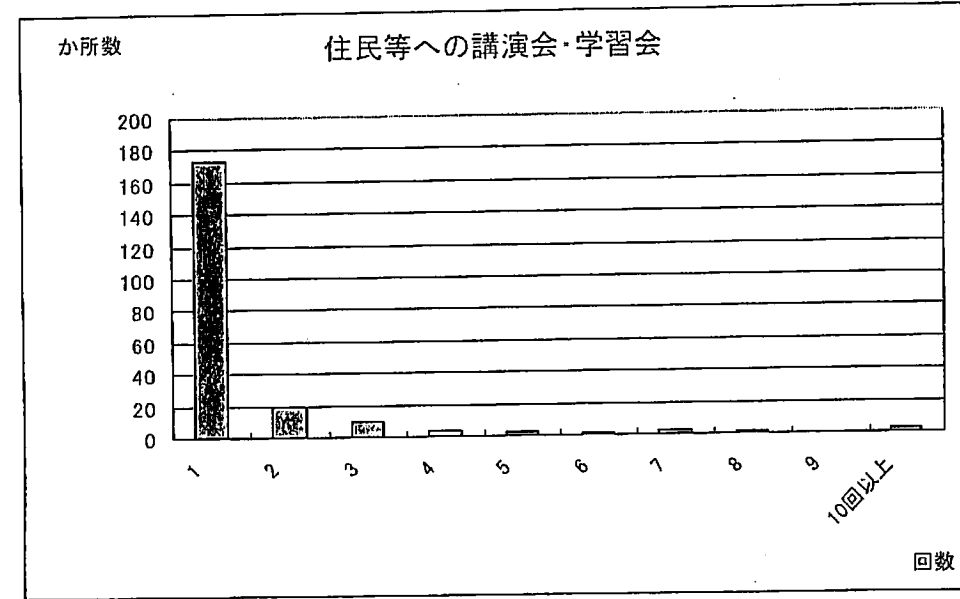
(注) 個別ケース検討会議

定義：通告を受けた個々のケースについて、具体的な援助内容について検討する会議。

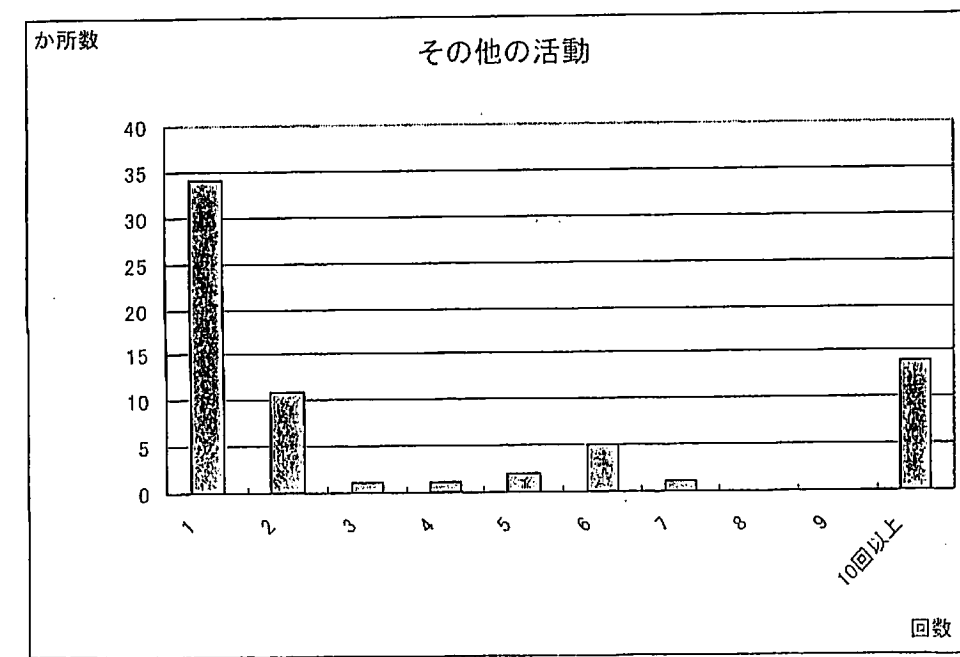
② 研修会



③ 住民等への講演会・学習会



④ その他の活動



9. 活動上の困難点

児童虐待防止ネットワークの活動上の困難点を調査したところ、「効果的な運営方法が分からない」が437か所（35.2%）と最も多く、次いで「スーパーバイザーがいない」が420か所（33.8%）となっている。

「その他」の中には、これらに関連する回答として、「情報交換のみで終わってしまう」、「効果的な支援のための役割分担ができない」、「具体的な支援策が分からない」等があった。また、「事務局に負担が集中してしまう」、「予算・人材の確保が困難」に関連する回答として「多忙なため参加者が少ない」、「会議開催の際、事務局への負担大」、「普及啓発にかかる費用大」等があった。「関係機関の協力が得られにくい」に関連する回答として、具体的には「個人情報保護により情報共有ができない」、「教育機関との連携が難しい」、「組織、職種によって虐待に対する認識の違いがある」等があった。

活動上の困難点

（平成16年6月1日現在）

		設置数	効果的な運営方法が分からない	関係機関の協力が得られにくい	参加者が定着しない	事務局に負担が集中	スーパーバイザーがいない	予算・人材の確保が困難	その他
合 計		1243	437	95	87	353	420	302	88
割 合（％）			35.2	7.6	7.0	28.4	33.8	24.3	7.1
都道府県	市	457	158	44	38	162	178	163	34
	特別区	19	5	3	4	12	7	7	2
	町	645	223	42	34	153	204	116	41
	村	109	49	5	8	21	30	14	7
指定都市		13	2	1	3	5	1	2	4
指定都市（区の状況）		116	45	34	38	64	52	46	34
割 合（％）			38.8	29.3	32.8	55.2	44.8	39.7	29.3

※ 活動上の困難点については、重複回答あり

10. ネットワークの中での工夫点

児童虐待防止ネットワークの中で、特に工夫している点を調査したところ、以下のとおりである。

	工夫点
会議の運営に関すること	・ 定期的に情報交換し、ケース連絡会を開催する。 ・ 長続きさせるため、必要に応じて開催する。 ・ 実務者レベルの会議を多く開催する。 ・ 個別ケース検討会議は、直接関係するメンバーで構成させる。 ・ 迅速に情報交換をする。 ・ 通報、相談後の対応を迅速に行い、方針決定と情報共有まで時間を要する場合は事務局から担当者へ中間報告を適宜行う。 ・ メンバーを広い分野から選出する。 ・ メンバーを固定し、必要以上に情報が流出しないようにする。 ・ テーマ、課題を設定し運営する。 ・ ネットワークを三部会（幼児部会、学齢部会、保健所部会）で構成させる。 ・ 関係機関の役割が明確になるよう会議を進める。 ・ 形だけのネットワークではなく、各機関の役割、連携等、相互理解に努める。 ・ 日常的に連携を密にする。 ・ メンバーが共通認識を持てるよう、会議録を作成し配布する。 ・ グループワークを取り入れる。 ・ 事務局業務を保健、保育、教育、福祉の4つの分野で協働する。 ・ 小規模な自治体のため、会議の開催より個別の情報共有を重視する。 ・ メンバーの交代の度に虐待の定義等について確認する。
ネットワークの活動への支援体制に関すること	・ 地域での見守りの目を増やす。 ・ 事例の管理を行い、継続ケースの確認や確認事項の漏れがないようにする。 ・ 専用電話を設置し、情報の集約をする。 ・ チェックリスト、支援評価表を作成し、効果的な支援に活用する。 ・ 緊急事例、重症事例には専門スタッフで構成される支援チームで迅速に対応する。 ・ 困難事例について迅速に関係機関が協議できる場を設定する。 ・ 困難事例については、専門職のアドバイスを受ける。 ・ 事務局会議に相談会を設置し、関係者が相談の場として活用できるようにする。 ・ 適切な対応ができるよう、専門機関の指導を受ける。 ・ 子育て支援に関する専門機関を設置し、相談機能の充実を図る。 ・ マニュアル等を作成し、配布する。 ・ 事例が少ない地域でも毎年研修会を実施する。

11. ネットワーク設置によるメリット、効果等

児童虐待防止ネットワークを設置したことによるメリットや効果、改善された点等を調査したところ、「連絡調整や情報共有がスムーズになった」が942か所（75.8%）と最も多く、次いで「虐待問題の認識・関心が高まった」が872か所（70.2%）となっている。

「その他」の意見では、「相談数が増加した」、「潜在ケースの把握が可能になった」、「継続的な支援が可能になった」、「話し合いだけではなく、実際に行動できるようになった」、「専門的な助言が得られるようになった」等の回答があった。

ネットワーク設置によるメリット、効果、改善された点

（平成16年6月1日現在）

		設置数	連絡調整・ 情報共有 の円滑化	関係機関 の役割の 明確化	早期介入 が可能	虐待事例 の減少	死亡例・ 重症例の 減少	認識・ 関心の 高まり	その他
合 計		1243	942	643	485	47	56	872	60
割 合 (%)			75.8	51.7	39.0	3.8	4.5	70.2	4.8
都 道 府 県	市	457	387	279	216	20	33	374	28
	特別区	19	19	16	9	1	1	19	3
	町	645	465	296	228	21	18	409	21
	村	109	60	45	28	5	4	59	8
指定都市		13	11	7	4	0	0	11	0
指定都市 (区の状況)		116	88	75	64	35	34	89	35
割 合 (%)			75.9	64.7	55.2	30.2	29.3	76.7	30.2

※ネットワーク設置によるメリット、効果、改善された点については、重複回答あり

12. ネットワークの機能充実のための課題

児童虐待防止ネットワークの機能充実のための課題を示すと以下のとおりである。

「効果的な会議のあり方の工夫が必要」としたネットワークは745か所（59.9%）と最も多く、次いで「関係機関に対する虐待防止の意識付けが必要」としたところが631か所（50.8%）となっている。

「児童相談所と関係機関の役割の明確化が必要」としたところは607か所（48.8%）となっており、関連する意見として児童相談所の機能強化、他機関との連携強化や役割の明確化が必要とする意見が多かった。

「専門職の雇用等、人材確保が必要」としたところは467か所（37.6%）となっており、具体的には、臨床心理士やカウンセラー、児童福祉司、医師、保健師等の専門職が必要という意見が多かった。

「予算の確保が必要」としたところは349か所（28.1%）となっており、具体的には、人件費、研修費、支援にかかる費用、広報の費用等が必要という意見があった。

その他、関係機関相互の役割の理解を深めることや、ネットワークの機能評価、推進計画の策定、ケースへの迅速対応、継続支援のための支援システムの確立等が、今後の機能充実のための課題として挙げられた。

ネットワーク機能充実のための課題

（平成16年6月1日現在）

		設置数	人材の 確保	予算の 確保	児相と関係 機関の役割 の明確化	効果的な 会議のあり 方の工夫	関係機関へ の意識付け	その他
合 計		1243	467	349	607	745	631	90
割 合 (%)			37.6	28.1	48.8	59.9	50.8	7.2
都 道 府 県	市	457	212	187	250	301	250	46
	特別区	19	17	14	18	22	17	2
	町	645	211	131	291	363	308	36
	村	109	26	16	42	52	49	6
指定都市		13	1	1	6	7	7	0
指定都市 (区の状況)		116	50	39	87	79	73	33
割 合 (%)			43.1	33.6	75.0	68.1	62.9	28.4

※ ネットワーク機能充実のための課題については、重複回答あり